

紋章の研究

その8 江戸時代の武将の紋章(3)

若山初子

Study on the Crest

VIII: The Crests of Samurai family of Edo Era (3)

HATSUKO WAKAYAMA

Abstract

The present paper is an instalment of a serial study on the crests of Samurai family of Edo Era. The subjects of the instalment covers the period of 1688 and 1689.

1. Crests are classified and investigated according to eight categories of Pattern Crest, Floral Crest, Faunal Crest, Apparatus Crests, Astro-Geographic Crest, Edifical Crest, Literal Crest and Compound Crest. (table-1)

2. The emergence of new crests during this period is much fewer in comparison with Civil-Strife Era and Early Edo Era although figurative exteriorization of iron wires, abstract floral crests and a few other formations of literal, apparatus and compound crests are observed.

3. More or less 75 new crests were derived from elaboration of pre-existing crests. The procedures of the elaboration are as follows

Partial alteration of original crests.

Remodeling the originals.

The alteration of contour.

Reversals of black and white.

New merging of crests.

4. It is observed that family crests had been socially established from the fact of formal elaboration of crests being limited to partial variations.

I. 元禄元年

1. 緒言
2. 紋章の分類
3. 新しい紋章
 - (1) 今まである紋章を変化させたもの
 - ・部分的に変化させてあるもの
 - ・形を改造したもの
 - ・外郭を変化させたもの
 - ・白黒を反対にしたもの
 - (2) 新しく組合せたもの
 - (3) 新しい事物を用いたもの
4. まとめ

II. 元禄二年

1. 緒言
2. 元禄元年と異った紋章を用いている
武将
3. まとめ

I. 元禄元年

1. 緒言

前報その6¹⁾、およびその7²⁾においては、江戸時代の武将の紋章について明暦、寛文、および延宝年間についての紋章の種類、および変化や特徴についての考察を行なった。新しい紋章や形態を変化させて多様化した紋章等をまとめることができた。

本報においても元禄元年、および二年頃の武将の紋章について、主として大武鑑³⁾をもとにして考察を行ないその概略をまとめた。なお調査した紋章数は元禄元年で531である。

元禄時代⁴⁾は五代将軍綱吉の時代であり、家格やその序列が確定した時代である。このようになると家紋には階級章としての意義も加わり、権威のある紋章の誇示もなされたと考えられる。また全く新しい事物の紋章化よりも、用いてい

表1 紋章の分類

その1 文 様 紋				その2 植 物 紋															
紋の種類	紋章数	紋の種類	紋章数	紋の種類	紋章数	紋の種類	紋章数												
巴紋	右三つ巴	12	丸に直違	1	葵紋	丸に三つ葵	10	藤堂 葛	2	丁字紋	六つ丁字	1							
	左三つ巴	3				紀州六つ葵	4		丸にvari藤		2	右一つ丁字巴	1						
木瓜紋	堀田木瓜	7	丸 輪	3		播州六つ葵	1	鬼 葛	4	桜紋	八つ丁字	1							
	五葉木瓜	10				水戸六つ葵	3		抱き沢瀉		7	丸に桜	3						
	三つ盛木瓜	1				高須葵	1	丸に立沢瀉			6		松	柳 松	1				
引両紋	丸に二つ引	4	輪 違	1		五つ瓜に	1	沢瀉紋	丸に立沢瀉	6	楓紋	丸に右三階松				1			
	丸に三つ引	8				平隅切角に	2		大関沢瀉	1		立楓の葉	5	諏訪楓	1				
	丸に一つ引	2				三つ葵	2	五環に剣		4	丸に三つ柏		2		撫子紋	秋月撫子	2		
目結紋	平四つ目結	1	丸に花菱	1		三つ葵	11	桐紋	五七桐	34	柏紋	丸に三つ柏	2	梨紋		永井梨切口	2		
	隅立四つ目結	4				鱗紋	丸に三つ鱗	1	五三桐	2		梅紋	梅 鉢		1	桔梗紋	丸に桔梗	3	葦紋
	丸に隅立	2							亀甲紋	三 亀 甲	1		星 梅 鉢	3	橘紋		桔 梗	1	
	四つ目結	2			長劍梅鉢							3	丸に向う梅	1		牡丹紋	葉つき牡丹	2	鉄線紋
繋ぎ四つ目結	1	酢漿草紋	丸に酢漿草	10	丸に酢漿草	2	津軽牡丹	2	龍騰紋	鉄 線	2								
菱紋	三階菱	8				丸に酢漿草	4	笹紋		雪持根笹		2	鉄線紋	(具象表現)	1				
	丸に三階菱	1				藤 下 上	5		龍騰紋	笹 龍 騰	3	(抽象表現)		2					
	割 菱	2				黒 藤	8	藤 上		藤 上	4								
	三つ盛菱	1				藤 上	8												
	溝口菱	2				藤 上	4												
山口菱	1	藤 上	4																

その3 動物紋

その4 器財器具紋

その5 天文地理紋

紋の種類	紋章数	紋の種類	紋章数	紋の種類	紋章数	紋の種類	紋章数	紋の種類	紋章数								
鷹の羽紋	井上鷹の羽糸輪に班入り	釘抜紋	釘抜丸に釘抜	水車紋	八つ水車	額紋	丸に額	星紋	六つ星								
	違鷹の羽(左上)	杏葉紋	抱き杏葉	永楽通宝銭	4		笠紋		柳生笠	七曜							
	丸に班入り			銭紋	真田六文銭	1				九曜							
	違鷹の羽(右上)	矢紋	細輪に班入り一つ矢	青山銭	2	桶紋	桶		離れ九曜								
	丸に班入り			蛇の目紋	蛇の目				9	蛇の目九曜							
並び鷹の羽	1	違矢	1	蛇の目九曜	4	桶	1	石持地抜九曜									
鶴紋	鶴の丸	扇紋	月の丸扇	輪鼓紋	二つ輪鼓	餅紋	白黒餅餅	月紋	れんじに月								
	対い鶴			三つ月の丸扇	紐巻輪鼓				1	まむき月							
	諏訪鶴			三つ扇	久留守				1	稲妻紋	丸に稲妻						
蝶紋	揚羽蝶	五本骨扇	姫久留守	1	輪宝紋	八剣輪宝	祇園守崩し	1									
	備前蝶	高崎扇	内田久留守	1					独楽紋			廻り独楽	1				
	池田対い蝶	二階扇	丹羽檜扇	1						洲浜紋	丸に洲浜			3			
	三つ蝶	檜扇紋	秋田檜扇	2											軍配団扇紋	軍配団扇紋	1
	丸に三つ蝶	軍配団扇紋	1	独楽紋													
鳳凰紋	鳳凰の丸	1	洲浜紋		丸に洲浜	3											
	馬紋	片杭つなぎ馬					1										
雁紋	増山雁金	1					車紋	禰原源氏車	1	洲浜紋	丸に洲浜	3					
鹿角紋	抱き鹿角	1					源氏車	1	洲浜紋				丸に洲浜	3			
				十二本源氏車			1										
			1														

その6 文字紋

その7 築造物紋

その8 合成紋

紋の種類	紋章数	紋の種類	紋章数	紋の種類	紋章数	紋の種類	紋章数
丸に十の字	6	井筒紋	組平井筒	4	六つ裏葵に唐花	5	石持地抜
丸に左万字	3						一文字三つ星
白黒一文字	2	紋	かけ立三つ石	1	丸に三つ星	1	
丸に本の字	11				鳥居紋	鳥居紋	1
隅切角に三文字	7	八旺に蛇の目	1	1			
田の字	1				鑲輪に九曜	1	1
丸に大の字	1	五つ瓜に唐花	1	1			
丸に利の字	1				上杉笹	1	1
丸に八の字	1	竹輪に向い	1	1			
丸に九の字	2				飛雀	5	1
丸に一の字	2	竹輪に三羽	1	1			
丸に上の字	1				飛雀	1	1
増山山の字	1	丸に二本竹	1	1			
					に雀	1	1
		一文字割剣	4	1			
					桔梗	4	1
		上り藤に	3	1			
					大の字	3	1
		上り藤に	1	1			
					加の字	1	1

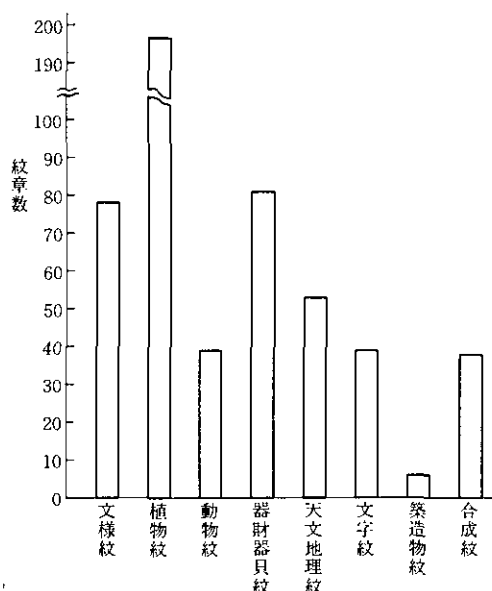


図1 紋章の種類

た紋章の内容を変化させたものの方が多いが、これは家の世襲性、或いは分家等から類推すると当然の事と考えられる。

また角度を変えて此の時代を眺めると、文化は封建社会の産物とも考えられ、全体としては外国の文化の影響が少なく、固有な民族的文化の形成がなされた時代である。そして文化の主な担い手は、身分制秩序では最下層におかれたが経済的には最大の実力者であった町人階層であった。紋章の上にも庶民感情のもられた紋が創作されたと考えられるが、これらの影響が武家紋まで及んでいるか否かを含めて考察を進める。

2. 紋章の分類

元禄元年頃に用いられていた紋章を分類して表Iに示す。なお分類方法は前報¹⁾と同様である。また二つ以上の紋章を組合せて一つの紋を構成したものを合成紋とした。

次に表1の紋章をまとめてその数を図1に示す。

図1の結果と前報¹⁾の結果を比較すると、用いられている紋章数の傾向はほぼ同様である。すなわち植物紋が最も多く、器財器具紋、文様紋と続く、前報¹⁾の特徴である植物紋の多様化は此の時代になって更に顕著である。これは後述する、一つの紋章についてその一部を変化させているもの、外郭を変化させているもの等の使用が増加したゆえと考えられる。また一つの紋章を用いる氏の増加も要因になっていると思われる。

この傾向は植物紋に限らず他の紋章においても同様である。

3. 新しい紋章

次に此の時代に新しく用いられた紋章について考察を進める。紋章として用いられているものを、今まで用いている紋章を部分的に変化させているもの、新しく組合せたもの、新しい事物を用いたものの三通りに分類した。

(1) 今まである紋章を変化させたもの

新しく用いられている紋章ではこの形態のものが多くと考えられる。形態の変化を著者なりに判断して表2のように分類した。

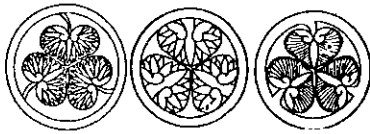
○部分的に変化させてあるもの

江戸時代に最も権威のあった葵紋は此の時代

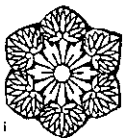
表2 紋章の形態の変化

部分的に変化させてあるもの	形を改造したもの	白黒反対のもの
葵・五七桐・抱き沢瀉・藤・棕櫚・井上鷹の羽・増山雁金・八曜に蛇の目・竹輪に三羽飛雀・三つ扇・二階扇・丹羽檜扇・秋田檜扇・軍配団扇・榊原源氏車・十二本源氏車・紐巻輪鼓・組平井筒・鳥居	六つ裏葵に唐花・六つ丁字・八つ丁字・諏訪梶・牧野柏・秋月撫子・備前蝶・三つ蝶・丸に三つ蝶・池田対い蝶・まむき月・松浦星・祇園守崩し・久留守・堀久留守・八剣輪宝・増山山の字	下り藤・上り藤・上り藤に加の字・蔭立て三つ石・堀田木瓜・中蔭七宝に花菱

になり更にその内容が豊かになっている。家康、秀忠、家光の三代はその葉の芯が三十三芯⁵⁾と記されており、綱吉は二十三芯、二十七芯⁵⁾を用いたといわれる。ちなみに現在の葵紋は十三芯である。



三つ葵
(徳川將軍家)



紀州六つ葵



水戸六つ葵



播州六つ葵



高須葵



平隅切角に三つ葵



五つ瓜に三つ葵



五鐙に劍三つ葵

図のように葵の文様を徳川家に関係する氏によって部分的に変化させており、パターンの増加が認められる。この紋章と同様の傾向を示すものに抱き沢瀉がある。



抱き沢瀉



細抱き沢瀉



中輪にvari抱き沢瀉

この紋章は7氏が用いているが、中心に描かれている花卉、および両側の葉の形等の差を見ることができる。

これらの違いは、嫡男、二男、三男によるも

のであり、これも血縁関係での同一紋であることが認められる。

抱き沢瀉のように花卉、および葉に同様の傾向を示すものに藤紋があるが、この紋章は姓にちなんだ場合も考えられ、内藤氏、加藤氏等苗字の藤の字から家紋にしたものと推察される。また他の紋章もこれらの紋と同様に、江戸時代以前から用いられているものである。これらの紋章も部分的に内容を変え他家と区別している。参考までに紋章を図示する。



井上鷹の羽



増山雁金



竹に三羽飛雀



三つ扇



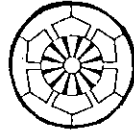
二階扇



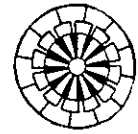
丹羽檜扇



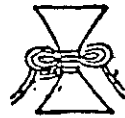
秋田檜扇



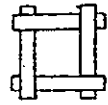
神原源氏車



十二本源氏車



紐巻輪鼓



組平井筒

○形を改造したもの

この時代は、江戸初期と比較するとデザイン的に優れていると考えられるものは少ない。

六つ裏葵に唐花は、松平氏が平隅切角に三つ葵と共に用いた紋章である。



六つ裏葵に唐花

円形に配した六葉はその裏を出し、中心に唐花を加えてある。六葉葵はかなり用いられているところから、他家と区別するためのデザインの変化であろう。

また前図に示した増山雁金を用いている増山氏は、増山山の字も用いている。



増山山の字

細輪の輪郭に沿って山の字を入れ、三つの頂点を剣の形にしている。苗字の山と武士の剣を合致させたものであろう。この紋章は簡潔であり、紋として衣服の位置に収まった時の印象はかなり鮮明なものになるであろうと考えられる。

月は上古より、太陽と共に信仰の象徴であった。三ヶ月は弓張月といわれ、武士に好まれ兜の前立てにも採用されている。



まむき月

まむき月も、紋章としては此の時代になって始めて武鑑に載せられている。この紋章も簡潔な紋章である。

次にこのような簡潔な紋章と比較すると、華麗な紋章に蝶をあげることができる。蝶はすでに奈良時代から用いられている文様で、武家の紋章としても古くから用いられているものである。その華麗さゆえに武将に好まれたのであろうか。



備前蝶



池田対い蝶



丸に三つ蝶

図を見てわかるように羽のデザインを巧みに

変化させて二羽および三羽を美しくまとめている。



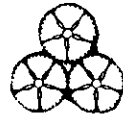
牧野柏

また牧野柏は三つ柏であるが一般的な三つ柏との違いは、その葉先が丸みを帯びているところにある。



諏訪梶

また梶紋の多くは葉、または葉と莖を用いているが、諏訪梶は葉と莖と根から成っている。この変化は根を張ると云う意味に加えて、他家との区別、本家分家の区別から生まれたものであろう。



秋月撫子

秋月撫子は三盛撫子である。輪郭線のみによって撫子の花卉の特徴を出している。



久留守



堀久留守

久留守紋は中川氏が抱拍紋と共に用いているものであるが、前報¹⁾で述べた久留守紋とはデザインが異なる。久留守紋は十字架の形を象っていると云われているが、日本紋章学によると前報久留守紋の十字架の形はパテント久留守であり、本報における十字架はクロスレット久留

守と云うことになる。このことから中川氏一族が十字架の形を変えて家紋として用いたものと思われる。

また堀久留守は十字架を白黒ではっきりと表現している。いずれもキリスト教の信仰に基づいたものようである。



祇園守崩し

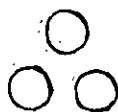
同じく信仰に関係した紋に祇園守崩しがある。祇園守は京都八坂神社の護符⁹⁾とのことであるが、キリスト教信者が+を×状に祇園守に入れ込んだとも記されている。この紋章を用いているのは立花氏であるが、立花氏は戦国時代よりすでに祇園守紋を用いているので、この紋の形を改造して立花氏の一族がこの様に用いたものであろう。

輪宝紋も前報¹⁾で新しく用いたことを述べたが、この紋章もデザインを変化させたものである。



八剣輪宝

また前報¹⁾で述べた丁字紋もその数が八ヶになつた八つ丁字が用いられている。



松浦星

星紋は古くから用いられているが、松浦氏が用いている三つ星は三つ星の間隔が離れたものである。

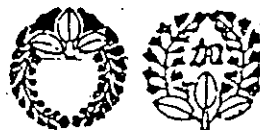
以上のように既に用いている紋章の構成、および図案を変化させることによる改造を見るこ

とができる。

○白黒を反対にしたもの

白黒を反対にしたものを石持地抜と云うが、この方法も江戸期に入ってから急増していることを前報²⁾で述べた。

本報においては藤紋にその特徴を見ることが出来る。藤紋を用いているのは内藤、安藤、加藤、斉藤、大久保氏であるが、上がり藤、下がり藤共に花の部分を石持地抜にして用いており、大久保氏は花の部分と中に入れた大の字を石持地抜としている。また加の字を用いている藤紋も同様の傾向を示す。調べた限りでは全部を石持地抜としている紋章は見当たらない。



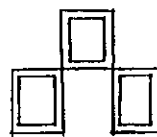
下り藤 上り藤に加の字

次に木瓜紋を用いているのは織田氏が有名であるが、堀田氏が用いているのは石持地抜にした豎木瓜である。



堀田木瓜

整紋も鎌倉時代から既に用いられているが、三石を用いているのは土屋氏であり、これは前報¹⁾で報告している。此の時代になって輪郭の線を白く出している蔭紋として用いられているのが認められた。



蔭立三つ石

また花菱紋と七宝紋を組合せている七宝に花菱紋は外部に配した七宝を線で表現した蔭紋と

して用いており、その構成上美しい紋である。



中蔭七宝に日向花菱

○外郭を変化させたもの

外郭を変化させたものとしては、此の時代には新しいものは認められない。

(2) 新しく組合わせたもの

新しく組合わせた紋章として三つ蝶に菊、額に二八文字、二つ輪鼓、黒餅に星梅鉢、亀甲に石持地抜七曜がある。



三つ寄蝶に菊 額に二八文字 黒餅に星梅鉢



亀甲に石持地抜七曜

額紋も二八紋も、延宝年間にそれぞれ新しく用いられた紋であることを述べたが、元禄元年頃はそれが二つ組合せられた紋章であるのが認められる。神社佛閣に掲げる額の中に二八の文字を入れているのはどのような意味があるのだろうか。

また三つ寄蝶に菊は美しい紋章であり、松平

氏が三寄扇と共に用いている紋章で、菊の花弁は十弁のものである。

黒餅に星梅鉢は小出氏が丸に桜と共に用いている紋章であるが、その一族の小出氏は前述の額に二八文字と共に剣梅鉢を用いているので、本家分家としての区別をつけるために用いたものであろうか。

織文様として平安時代から用いられていた亀甲は、亀の甲として考えられたから瑞祥的意義を持つが、六江氏の用いている紋章は石持地抜亀甲の中に同じく石持地抜七曜を配しているもので、江戸時代には白黒反対にした紋章の増加が目立つので、この紋章もそのような意図から用いられたものであろう。

また前報¹⁾で新しい事物の紋章として述べた輪鼓は、それを二つ並べて用いている。形の簡明さ故に用いられたと考えられるこの紋章は、藤巴紋と共に新庄氏が用いた紋章である。

(3) 新しい事物を用いたもの

紋章として新しく加わったものを表3に示す。

此の時代になってから全く新しい事物や、現象を紋章化したものは、過去の時代に比べると少ない。これは著者が調べている範囲の文献では分らない点も多いためとも考えられるし、また紋章が家紋として既に定着しているためとも考えられる。

植物紋では鉄線紋が新しく用いられている。鉄線²⁾は中国原産で寛文年間に渡来した蔓性の落葉灌木で六弁青紫色の花が咲くが、萼片6が花弁状になったもので花弁ではない。渡来後まだ年数も浅く、その特異な美しさ故に家紋として選ばれたのであろう。尚この紋章には二種類があり、写実的なものと、雲形のように幾何学的に図案化されたものとがある。図案化された

表3 新しい事物を用いた紋章

植物紋	文字紋	器財器具紋	合成紋
鉄線 (具象表現) 鉄線 (抽象表現)	田の字 丸に八の字 丸に大の字	桶	亀甲に小の字

鉄線
(具象表現)鉄線
(抽象表現)

ものは実物とは全くかけ離れた形状をしている。

この紋章を用いているのは、永井日向守が一文字三つ星と共に写実的に描かれている鉄線を用い、また池田丹波守と片桐主膳は図案化された紋章を用いている。なお池田氏は三つ寄蝶と共に、また片桐氏は片桐違矢と共に家紋としているものである。

次に文字紋では三つの紋章がある。田文字紋は堀田氏が用いている。これは前述の堀田木瓜と共に用いているもので、その苗字にちなんだものと云うことがわかる。

また丸に大の字紋は、上り藤の中に大の字を用いている大久保加賀守の紋章であり、大久保氏の系図は藤原氏からの出であるので、藤紋を



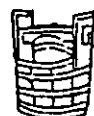
丸に大の字

用いその中に苗字の大の字を入れたもので、更に替紋として大の字を用いたものであろう。大の字は発展拡大を意味するので、瑞祥的意義から用いたと考えられる。



丸に八の字

また丸に八の字紋は、水谷左京亮が右三つ巴と共に用いている紋章である。八の字は武神⁵⁾として崇められた八幡大菩薩の頭文字と云われ、また末広がりの意味を持つのでこのような意義から巴紋と共に用いたのであろう。



桶

器財器具紋に、渡部半次郎が丸に三星一文字と共に用いた紋章桶がある。この桶は具象的に表現された紋章である。調べた限りでは水桶なのか、酒桶として表現したものか不明である。なお現在用いられている紋章には、調べた限りではこの紋は見当たらない。



亀甲に小の字

次に合成紋として亀甲に小の字紋が用いられている。

これは小出伊勢守が丸に額と共に用いている紋章である。苗字の小の字を瑞祥的意義を持つ亀甲で囲み、額紋と共に合わせ用いたものである。

4. まとめ

以上元禄元年頃を中心として、大武鑑に収録されていた紋章を、文様紋、植物紋、動物紋、器財器具紋、天文地理紋、文字紋、築造物紋、合成紋の八つの部門に分類し考察を行なった。

その結果用いられている紋章数の傾向は、各部門ともに前報とほぼ同様であった。

この時代に一人で一つの紋章を用いている武将は184氏、また一人で二つの紋章を用いている武将は175氏であった。

新しい紋章として用いられたものは、江戸初期と比較してデザインの面で漸新と考えられる紋章は認められず、家紋の定着を知ることができた。

元禄元年における新しい紋章は73ケースでその内訳は下記の通りである。

- (1) 今まである紋章を変化させたもの
 - ・部分的に変化させてあるもの…38ケース
 - ・形を改造したのもの…17ケース

・白黒を反対にしたもの…6 ケース

(2) 新しく組合わせたもの…5 ケース

(3) 新しい事物を用いたもの…7 ケース

また武家紋には庶民感情のもられた紋章は認められず、本紋または替紋として用いる場合の紋章は、この時代の身分制度の影響の大きさを知る一つの指標であることが認められた。

新しい事物を用いた紋章としての桶紋は、調べた限りでは現代においては用いられていないこと、および寛文年間に中国から輸入された植物の鉄線が直ちに、家紋として用いられ、しかも具象的表現だけでなく描象化された紋章も用いられたことを知ることができた。

II. 元禄二年

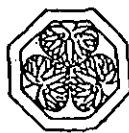
1. 緒言

元禄元年の紋章についてまとめた結果、この年代においては前報¹⁾の明暦、寛文、延宝年間と比較して、新しい事物を用いた紋章の増加は少ないことが認められた。また今まである紋章を変化させたものも、前報¹⁾と比較すると減少していることが分り、更に替紋として用いている紋章も斬新なもの認められず、武家紋においては紋章の持つ意味や、或いは家の格式等が大きく支配していることを考えさせられた。

紋章が家紋として世襲であるとするならば、同一家における紋章は拝領や奪取がなければ変化しない筈である。これらのことを調べる意味において、翌元禄二年における紋章を前年と比較した。大部分の武将は同じ紋章を用いているのが認められた。しかし一方では同一武将の用いている紋章に変化があるものもあり、また嫡男、二男等の独立、或いは分家等による変化も認められた。本稿においてはそれらを主にして考察を進めた。

2. 元禄元年と異なった紋章を用いている武将

徳川氏関係においては、権威ある葵の紋章は不変であるが、その外郭を変化させているものが認められた。すなわち元年では五環に剣三つ葵を用いていた武将が、八角に葵紋を用いている。



八角に三つ葵

このように家紋に変化が見られたのは、松平刑部太夫とその嫡男の松平大学頭、および松平播磨守の三武将と、松平播磨守の嫡男松平内膳が新たに八角に三つ葵を用いている。これらの諸氏の系図を調べると、共に水戸中納言頼房を父としていることが分った。

また松平讃岐守頼常は本紋の丸に三つ葵は変わらないが、替紋として用いていた六つ裏葵に唐花紋は六つ葵に菊紋に変っていることが認められた。

次に本多肥後守政貞は立葵と丸に本の字を用いていたが、翌二年では角に立葵および、角に本の字に変化していることが認められた。本多氏一族は立葵と丸に本の字を紋章としているの



四角に立葵 四角に本の字

で、新しく外郭をつけ加えたり、また外郭を変化させたりしたのは他家との区別のためと考えられる。

また松平壹岐守仲住は丸に揚羽蝶を用いているが、嫡男松平長吉は新しく窠輪に揚羽蝶を用いている。この窠輪は現在用いられているものと異なり、内側の環状が記入されていない。日本紋章学によると窠輪に揚羽蝶との記載があるので、後世において完全なる窠輪を用いたとも考えられる。



窠輪に揚羽蝶

次に水野右衛門大夫忠春は丸に沢瀉と永楽通寶銭を紋章としていたが、二年には丸に沢瀉か

ら水沢瀉に変わっており、嫡男の水野豊前守忠盈は二年になって始めて紋章が記載されており、それは水沢瀉である。

また立花飛弾守廣茂は祇園守紋を用いておりこの紋章には変化はないが嫡男の立花勝千代の紋章は中結び祇園守紋であり、中央で×状に交差されている筒形を、その中央で結んだものである。



中結び祇園守

松浦織部昌は元年には紋章の記載がなく、二年になって立梶の葉と反り隅切平角に立梶の葉の紋章の記載があり、新しく紋章を定めたと考えられる。



反り隅切平角に立梶の葉

金森出雲守頼時は星梅鉢を用いているが、二年に記載されている紋章は裏梅鉢のようである。しかし星梅鉢の中の円を星の形に変化させたとも考えられる。原本には紋章名の記入はなく、図のみの記載なので星梅鉢であるのか裏梅鉢であるのか定かではない。

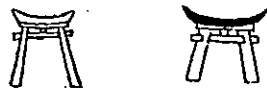


裏梅鉢

また鳥居播摩守は竹に雀（円の中に竹幹を左右に有し、二羽の雀を竹幹に配したものと、鳥居を家紋としているが、鳥居紋に元年と二年に違いがある。

上部のかき木⁹⁾と言われている部分が二年の場合は石持地拔になっており、鳥居全体の形に

も変化がある。



鳥居（元録元年） 鳥居（元録二年）

増山兵部小輔の場合は元年でも述べたが、丸に二つ雁金と丸に山の字を用いている。元年との違いは丸に二つ雁金紋に差が見られ、二年では雁の胴の部分を石持地拔として用いている。更に嫡男の増山大助が新しく丸に石持地拔二つ



増山雁金

（丸に石持地拔雁金）

雁金を用いている。

次に二年になって新しく三宅出羽守康勝の名が武鑑に載せられており、紋章は輪宝紋と六曜に石持地拔左三つ巴紋を用いている。六曜に石持地拔三つ巴の組合せは新しいと考えられる。六曜紋も巴紋も紋章の持つ意義は星辰崇拝であり、また巴の勾玉のような形は古くから由来がはっきりしないまま精神面に食い込んできた紋章であり、この二つを組み合わせることによりどのような意義を求めたのであろう。



六曜に石持地拔左三つ巴

また元年で新しい紋章を持つ渡部半次郎は、系図によると二年では渡部主となっており、用いている紋章の桶は同じであるが、本紋の丸に三つ星一文字が丸に一文字三つ星に変化していることが認められた。

本庄因幡守および嫡男、二男の三名は繋ぎ九つ目結を用いており、目結紋は鎌倉時代から既

表4 元禄二年に新しく用いられた紋章

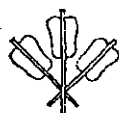
部分的に変化させたもの	外郭を変化させたもの	新しく組合せたもの
増山雁金(石持地抜) 中結び祇園守 鳥居	反り隅切平角に立梶の葉 四角に立葵 四角に本の字	六つ星に石持地抜き左三つ巴 石持地抜き繫ぎ九つ目結 三軍配団扇

に用いられているが、調べた限りでは九つ繫ぎの紋章は始めてである。なおこの紋章は石持地抜となっている。



石持地抜き繫ぎ九つ目結

次に久留嶋信濃守は折敷に縮三の字と月の丸扇を紋章としていた。二年の場合は折敷に縮三の字は同様であるが、替紋は三軍配団扇を紋章としている。この軍配団扇紋は、文様は描かず柄の長いものを3本組合わせたものである。



三軍配団扇

3. まとめ

以上元禄二年においては、用いている紋章がどのように変化しているかを主眼にして調べた。前述のように255人の武将は同じ紋章を用いている。またこれらの武将の嫡男、二男、三男、および舎弟で新しく同じ紋章を用いた武将は139人であった。新しく父と同じ紋章を用いる場合、父がAB二つの紋章を用いている時、Aを嫡男、

Bを二男が家紋としているケースも認められた。

次に元年に用いた紋章を変えて用いている武将は9人であった。

また二年で始めて武鑑に名を連らね、新しい紋章を用い始めた武将が2名であることがわかった。

またこれらの武将の子弟等で、新しい紋章を用い始めた武将は10人であった。

元禄二年で新しく用いられた紋章は表4の通りである。

なお新しい事物に該当する紋章は認められなかった。このことから江戸期も元禄に入った頃の武家紋は、本紋あるいは替紋として用いられている紋章については既に定着しており、家格を表現するものとして揺るぎないものになったと考えられる。

引用文献

1. 若山：北星短大紀要，19，27(1977)。
2. 若山：北星短大紀要，19，37(1977)。
3. 徳富蘇峰・橋本博：大武鑑巻2，大治社。
4. 日本文化史辞典，朝倉書店。
5. 沼田頼輔：日本紋章学，人物往来社。
6. 進士慶幹・加藤秀幸：日本の家紋，人物往来社。
7. 若山：北星短大紀要，16，53(1970)。
8. 原色牧野植物大図鑑，北隆館。
9. 橋場信雄：建築用語図解辞典，理工学社。